# 武蔵野市 商店会活性 出店 支援金

令和3年度

## 支給対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに市内の空き店舗や空き事務所に 出店し、商店会または商工会議所に加入する中小企業者、小規模企業者、個人 事業者等。

出店時(事業開始時):30万円

出店後(事業開始後)6ヶ月経過時:30万円

詳細は、裏面または QR バーコードからご確認ください。

お問合せ 0422-60-1832

(商店会活性出店支援金担当)



【裏面あり】

#### 武蔵野市商店会活性出店支援金の概要(令和3年度)

#### ■目的

新型コロナウィルス感染拡大の影響により今後も引き続き空き店舗や空き事務所の発生が続く状況と想定されるため、空き店舗の長期化を防ぎ、商店会の活性化に寄与する事業者を応援することを目的として、本事業を実施します。

### ■支給要件

以下全ての要件に該当すること。

- (1) 中小企業者、小規模企業者、個人事業者または会社以外の法人\*\*であること。 ※会社以外の法人…公益法人等またはその他の法律により公益法人等とみなされる法人(NPO 法人等)で、従業員 規模が中小企業基本法上の中小企業と同程度のもの。
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに市内の空き店舗または空き事務所を賃借して事業を開始するものであること。
- (3) 対象地域の商店会に加入すること(商店会が組織されていない地域では武蔵野商工会議所に入会すること)。
- (4) 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- (5) 市内から市内の別の地域への移転でないこと。
- (6) 過去に武蔵野市商店会活性出店支援金を受給していないこと。
- (7) 住民税の滞納がないこと。
- (8) 事業を営むにあたり、法令の規定に違反していないこと。
- (9) 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有するものでないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業でないこと。
- (11) その他市長が不適当と認める者でないこと。

#### ■申請方法

申請期間	① 令和3年7月1日(木)から令和4年3月31日(木)【事業開始時】 ② 事業開始後6ヶ月経過時から令和4年10月3日(月)【6ヶ月経過時】 ※事業開始時と事業開始後6ヶ月経過時それぞれ申請が必要となります。
申請方法	受付は原則、郵送となります (締切日の消印有効)。 【郵送先】〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 産業振興課 商店会活性出店支援金担当 宛 【窓 口】武蔵野市役所7階 産業振興課
申請書類の 入手方法	申請書類は市ホームページからダウンロードしてください。 また、次の施設でも配布しています。 武蔵野市役所7階 産業振興課、武蔵野市役所1階受付、吉祥寺市政センター、 中央市政センター、武蔵境市政センター、武蔵野商工会議所